

# 賛助会員募集のお知らせ

公益財団法人新潟県危険物安全協会

当協会は、公益法人として、消防法に基づく危険物に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者の資質の向上を促進し、もって社会公共の安全に寄与する取組を推進しております。

この目的のために下記の事業を行っておりますが、これらの公益事業を行うためには、安定した経営基盤の確立が必要でありますので、是非当協会の活動に御理解をいただきまして、皆さまから賛助会員として御支援を賜りたくお願い申し上げます。

賛助会費（年額）は1口1万円であり、安定して公益事業を行っていくために使用させていただきます。1口以上で、何口でもお申込みいただけます。

なお、賛助会員の皆様には、当協会発行の「協会だより」（年3回発行）をお送りするほか、御芳名を「協会だより」に掲載させていただきます。また、当協会が実施している危険物取扱者試験準備講習を従業員の方等が受講する場合は、受講料が当協会地区支会・地区協会会員事業所従業員と同額となります。

裏面の申込書に必要事項をお書きのうえ、ファックス又は郵送で当協会事務局へお申し込みください。申込書受領後、請求書と振込用紙をお送り致します。

当協会の詳細は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://niigatakiankyosakura.ne.jp/>

## ☆協会の実施事業

- ・危険物に係る安全管理思想の普及及び啓発に関すること
- ・危険物に係る災害の防止に関する調査及び研究に関すること
- ・危険物に係る講演会、講習会及び研修会の開催に関すること
- ・新潟県が行う危険物に関する講習会等に係る事業の受託に関すること
- ・危険物安全管理功労者等の表彰に関すること
- ・機関誌の発行及び図書等の刊行に関すること
- ・危険物施設整備資金等融資の斡旋に関すること
- ・危険物安全関係団体等が実施する事業への協力及び連絡調整に関すること

## △税制上の優遇措置

当協会に対し賛助会費のご協力をいただくと、次の税制上の優遇措置が受けられます。

### 〈個人の場合〉

所得税法第78条第2項に規定により、所得控除（寄附金控除）の対象となります。また、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

### 〈法人の場合〉

法人税法第37条第3項の規定により、一定の限度内で損金算入することができます。

詳しくは、お近くの税務署や税理士に御相談下さい。